

3 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書（市から郵送された方）
- 顔写真付きの本人確認書類（郵送の場合は写し）
- マイナンバーがわかるもの（郵送の場合は写し）
- 収入を証明する書類（収入がない場合は不要）
源泉徴収票（※1）または支払者の証明書など
- 控除を証明する書類（対象の控除がない場合は不要）
社会保険料（右記参照）、生命保険料・地震保険料など各種控除証明書、
医療費控除の明細書、寄附金受領証など
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- 振込先がわかるもの（所得税の還付を受ける場合のみ）

申告には添付（提示）が義務付けられている書類
がありますので、ご確認ください。

〈社会保険料控除の申告に使用する証明の問合せ先〉

控除対象	証明書等	問合せ先
国民健康保険料	社会保険料納付済額 のお知らせ（※2） ※発送は1月下旬	問国保年金課 ☎225-2123
後期高齢者 医療保険料		問国保年金課 ☎225-2223
介護保険料		問介護福祉課 ☎225-2393
国民年金保険料	国民年金保険料 控除証明書	問ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 問厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

【申告に必要な書類の例】※令和7年分の書類を用意してください。

（※1）公的年金等の源泉徴収票

（※2）社会保険料の納付済額のお知らせ

4 医療費控除についての注意点

医療費控除を申告するためには、「医療費控除の明細書」を用意していただく必要があります。領収書等では申告ができません。

なお、手書きでまとめていただいた明細書の他に、健康保険組合等から送付される医療費通知を使用することもできます。

また、医療費控除として申告できるのは、原則として、自身もしくは生計を一にする親族の「治療又は療養」のために必要な「一般的に支出される水準を著しく超えない部分」の費用に限られます。常備薬の購入費やインフルエンザの予防接種費などは費用に含めることができません。

※医療費控除とは、税額を下げるための控除の一種です。申告によって支払った医療費が戻ってくるわけではありません。そのため、所得税や市民税・県民税が課税されていない方は医療費控除を申告しても還付等は発生せず税額にも影響ありません。

医療費控除の明細書

令和8年度（令和7年分）医療費控除の明細書【内訳書】（市民税・県民税申告用）

（令和7年1月1日から12月31日までの支払分）

5 よくある質問

Q1 申告書はいつ誰に郵送される？

A 昨年度の市民税・県民税申告書を提出された方などに1月22日（木）に発送する予定です。申告書が届かない場合や申告書が必要な方は、市民税課に連絡してください。

Q2 申告書はどこに置いてある？

A 1月下旬以降に市民税課、各公民館、えきちょこ（本厚木駅連絡所）、愛甲石田駅連絡所に備え付けてあります。なお、所得税の確定申告書配布は先着順となります。

よくある質問をまとめましたので、お問い合わせ
前にご確認ください。

Q3 申告書の書き方が分からぬ

A 市役所から申告書が送付される方は同封の「手引き」を確認してください。申告書が白紙の場合でも、資料が添付されているときは、資料の内容で税額計算します。

Q4 マイナンバー（個人番号）は記入する？

A 申告書へのマイナンバー記入と、マイナンバーが確認できるもの・本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーがわからない場合などは、記入等がなくても受け付けます。